

さいたま市告示第330号

さいたま市区民課窓口（一部）業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和8年2月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市区民課窓口（一部）業務

(2) 履行場所

さいたま市西区西大宮3-4-2外

(3) 業務概要

さいたま市区民課窓口（一部）業務仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）

(4) 履行期間

令和8年8月1日から令和11年8月31日まで

(5) 予算の上限額

2,367,925,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) スライド条項

本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」の営業品目（大分類）「その他業務」内の営業品目（小分類）「人材派遣業務」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 令和8年2月20日（金）から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

- (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、本件に参加していない者であること。

- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付

与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 J I S Q 2 7 0 0 1 (I S O / I E C 2 7 0 0 1) の認定を受けている者であること。

- (6) 令和3年度以降、住民異動系業務、証明書等請求受付・交付窓口業務、住民記録システム等入力等業務若しくは郵送請求等処理業務又は類する業務のうち複数種類の業務を、単一契約で受託又は同一履行期間に複数契約で受託し、かつ適切に業務を完了(完了見込みを含む。)した実績を有する者であること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案実施要項、仕様書等を直接又は郵送で交付するものとする。交付を希望する者は、受付先に電話で連絡すること。

(1) 交付方法

CD-ROM

(2) 受付先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所8階 さいたま市市民局区政推進部

担当 住民記録戸籍担当

電話 048-829-1833 FAX 048(829)1992

(3) 受付期間

本告示日から令和8年3月16日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(4) 交付費用

無償

4 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 企画提案実施要項に定める書類

(2) 受付期間

3(3)に同じ

※郵送の場合は令和8年3月16日(月)必着

(3) 送付先

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便(簡易書留郵便を含む。))により提出期間内必着。)

5 参加資格確認通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

電子メール及び郵送とする。

(2) 交付日

令和8年3月23日(月)までに交付する。

6 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、電子メールで次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。詳細は、企画提案実施要項による。

(1) 受付期間

本告示日から令和8年3月6日(金)午後4時まで

(2) 受付先

ア 電子メールアドレス

kusei-suishin@city.saitama.lg.jp

イ 到達確認に関する問い合わせ先

3(2)に同じ

(3) 質問に対する回答

さいたま市ホームページに、質問及び回答を公表する。

ア 回答日

令和8年3月11日(水)までに公表する。

イ ホームページアドレス

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p127841.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部、副本10部

イ 見積書及び見積内訳書 正本1部

(2) 提出期間

令和8年3月24日(火)から令和8年3月30日(月)まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 提出場所

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便(簡易書留郵便を含む。))により提出期間内必着。)

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施する。

9 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市区民課窓口（一部）業務委託事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、企画提案実施要項を参照すること。

1 0 本招請に関する事務を担当する課

3(2)に同じ

1 1 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (7) 詳細は、企画提案実施要項による。

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行開始日の日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料（契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ）と変動後業務委託料（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ）との差額のうち変動前業務委託料の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、業務委託料の変更に係る算出方法は、別紙「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日の属する月の初日を基準とし、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。